

令和8年3月3日

目次

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会	1
公益財団法人大阪国際平和センターの令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）について	1
株式会社大阪水道総合サービスの令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）について	4
クリアウォーター O S A K A 株式会社の令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）について .	8
大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について	11
阪神国際港湾株式会社の令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）について	13

開会

【上塚法人担当課長】 定刻になりましたので、第245回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、小林委員長にお願いいたします。

小林委員長、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 本日は、委員全員にご出席いただきしており、大阪市外郭団体評価委員会規則第6条2項により、会議が有効に成立しております。

本日の議題は全て公開で行います。

公益財団法人大阪国際平和センターの令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）について

【小林委員長】 それでは、最初の議題について、事務局から説明をお願いします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

教育委員会事務局において所管する外郭団体である公益財団法人大阪国際平和センター

の令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、所管所属から説明をお願いいたします。

【教育委員会事務局】 教育委員会事務局生涯学習部長、本でございます。

私のほうより、大阪国際平和センターの令和7年度事業経営評価につきましてご説明をさせていただきます。

資料1 ページの上段をご覧ください。

中期目標といたしましては、特定の歴史観や考え方に偏らず、中立的に事業を実施していくとともに、「大阪中心」、「子ども目線」で平和を自分自身の課題として考えられるような展示を行い、大阪市内に居住する小中学生をはじめ、多くの市民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育むこととしております。

当該事業年度の総合的な評価をご説明する前に、中期目標達成のための各取組の評価からご説明をいたします。

初めに、2 ページの取組－1 でございます。

最上段、中期計画の欄をご覧ください。

小学校校長会等において、平和学習の場としてピースおおさかの利用を呼びかけるとともに、来館率の低い区の小学校校長会へ個別に働きかけを行うなど、積極的な周知活動に取り組むとしております。

結果といたしましては、資料Ⅰとして掲げております大阪市立小学校の来館率は、目標とする62%、175校に対しまして、171校、60.6%となっており、指標Ⅱ、大阪市立中学校の来館率も、目標とする16%、20校に対し19校、14.7%となっております。

これを受けまして、外郭団体の自己評価といたしましては、大阪・関西万博の開催に伴い、限られた校外学習の機会を万博の無料招待と競合したため目標に達しなかったとした上で、目標達成状況については未達成としつつ、計画の見直しは不要と評価しております。

市の審査といたしましても、自己評価は相当と判断しており、中期計画に対する進捗状況については、同じく未達成とするものの、計画の見直しは不要とし、引き続き小中学校の校長会などへのPR、教員の研修会等の誘致を行うことにより目標の達成は見込めると考えることから、取組の有効性につきましては有効であり、継続して推進としております。

次に3ページ、取組－2といたしまして、来館者に対し、展示を通じ、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育む機会を提供するとともに、学校向けアンケートを実施して平和学習に役に立ったか、平和学習貢献度の調査を行い、意見、ニーズを踏まえて取組の改善を行うとしております。

結果としては、目標の90%に対し95.9%となっており、これを受けた外郭団体の自己評価といたしましては、ほぼ全ての小中学校からアンケートを回収し、見学の感想や意見、学校のニーズの把握に努めた。特別展として行ったヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展が多くの学校から高評価を頂き、高い平和学習貢献度につながったと評価しているとし、目標の達成状況につきましては、ア、達成としております。

市の審査としましても、自己評価は相当と判断しており、同じく達成とし、取組の有効性についても有効と評価しております。

続いて4ページ、取組－3でございます。

最上段の中期計画の欄をご覧ください。

少子化傾向が続く中、小中学生の来館者数の増が見込みづらい状況において、魅力ある特別展や企画事業等をSNSなども活用しながら情報発信し、若い世代などの集客を図ることを重点に置いて全体の入館者数の増加を図ることとしております。

結果としまして、入館者数の目標値58,200人に対しまして59,876人となっており、これを受けた外郭団体の自己評価といたしましては、戦後80年にふさわしい特別企画事業の実施や、SNSなどを活用した情報発信、展示解説の多言語化など、増加する外国人の受入環境整備などにより、目標値を超える全体入館者数を確保できたとし、目標達成状況は達成としております。

市の審査といたしましても、自己評価は相当と判断しており、同じく達成であり、取組の有効性についても有効としております。

以上3点を踏まえて総合的な評価としまして、1ページにお戻りください。

資料中段、外郭団体の自己評価としては、目標達成状況は未達成とするものの、計画の見直しは不要とされており、市の評価としましても、主なターゲットである小中学校については、大阪・関西万博の無料招待事業の影響を受け、期間中の来館が伸び悩んだものの、全体の入館者数は、戦後80年という節目の取組や、外国人を含む一般入館者数の増により目標値を達成したことから、現時点での計画の見直しまでは求める必要はないと判断しており、今後も引き続き、効果的な取組に努めていただきたいとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

では、委員の小林から1点お伺いいたします。

小中学校の来館率が目標に達しなかったということで、令和7年度、大阪・関西万博の開催に伴うものと分析いただいております。この原因につきましては、小中学校の現場などのヒアリングなどで特定されたのでしょうか。

【教育委員会事務局】 ピースおおさかが学校現場に聞いたところの話と、大阪市全体で見たときに、今回は万博の無料招待がございましたので、他の大阪市の施設についても入館者が減っておる状況でございます。それを総合的に勘案しまして、そのように判断をしております。

【小林委員長】 ありがとうございます。次年度以降に向けて重要な点かと思いましたが、念のためお伺いしました。

ほかはいかがでしょう。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【小林委員長】 それでは、公益財団法人大阪国際平和センターに関する本議題についての質疑応答は以上で終了いたします。ありがとうございます。

（教育委員会事務局 退室）

【小林委員長】 答申の取りまとめですが、妥当ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【小林委員長】 お願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

（水道局 入室）

株式会社大阪水道総合サービスの令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）について

【小林委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

水道局において所管する外郭団体である株式会社大阪水道総合サービスの令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、所管所属から説明をお願いいたします。

【水道局】 水道局総務部企画課長の米澤でございます。私のほうから、株式会社大阪水道総合サービスの令和7年度の事業経営評価につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、中期目標の対象事業活動の実績に関する評価ということで、資料2のほうから説明のほう、させていただきます。

まず、団体の中期計画ですけれども、現在水道局が実施しております、近接して設置された他の企業体の管理する管路等の工事につきまして、本市の水道管等の損傷を受ける、こういったことを避けるための、いわゆる管路保全業務、こういったものを実施するために必要な業務執行体制を団体のほうで整備をしていただくということを中期計画としております。

取り組みます具体的な内容につきましては、その下の計画、団体が当該事業年度に取り組む具体的な内容をご覧ください。

2点ございまして、まず1つは執行体制の確保、2つ目が、その確保した人員につきまして、しっかり教育をするということで入れております。

それに対しまして、実績としまして、団体が行った内容でございますが、執行体制の確保につきましては、1番の2行目の真ん中あたりに書いてございますけれども、20名の人員確保ということについて取り組みまして、12月末で完了してございます。続きまして、教育につきましては、令和6年度に確保しました人員につきましてはもう既に終わっております。令和7年度に確保しました人員につきましては、令和8年1月から3月の間で教育訓練をするということで、準備も完了しまして、現実に今、訓練をしていると、そのような状況になってございます。

そのような実績から見ますと、指標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと連続して見ていただきますと、令和6年度につきましては、教育訓練計画策定の完了ですとか、そういった目標が掲げられておりまして、指標Ⅲをご覧くださいと、全ての項目につきまして達成していると、そういう状況になってございます。

続きまして、指標Ⅳの人員の確保につきましても全て完了してございますので、ページをめくっていただきますと、参考といたしまして、実績につきましてはまだ年度が終わっておりませんのでバーとしておりますけれども、達成する見込みというふうに考えてござ

います。

こういった取組に対します外郭団体の自己評価としましては、まず、1つ目のポツですが、けれども、予定した人員20名に対しまして、全て12月末で完了しているということ。それから、2つ目のポツを見ていただきまして、下から2行目ですけれども、派遣研修等を令和8年1月から3月の間に実施できるという、そういう体制が整いまして、その研修の成果を図ります理解度確認テスト、こういった準備も整っておりますので、達成できる見込みというふうに考えております。

最終目標としましては、令和8年度に試行実施いたしますので、そこに向けて執行体制を構築していくということでございます。

市の審査としましては、20名全員の確保は完了しているということと、教育訓練が予定どおりされているというふうなことを認めたということでございます。

これに関します有効性ですけれども、こちら、ノウハウを移転して業務委託をするということでございますので、この人を確保して教育をするというような手法が有効であるというふうに考えておりまして、評価としましても、Aの有効であり、継続して推進というふうにしてございます。

続きまして、最終年度の前年度ということで、中期目標の期間を通じた評価としましては、こちらのほう、指標Ⅰから指標Ⅴまでにつきましてはただいまの説明とかぶりますので、省略をさせていただきます。

最後に、令和8年度の取組としましては、最終年度の目標値をご覧いただきますと、社員育成の仕組みの構築ということで、人を確保しまして教育をするということで、令和8年から業務の試行実施というふうなことを考えておりますけれども、その際、初年度は試行ですので、職員がサポートにつくということでございますが、そういったものをサポートの中で、社員育成の仕組みで教育訓練で足らなかったところ、そういったものを補充していきまして完成をさせたいというふうに考えておりますので、社員育成の仕組みの構築というふうに考えてございます。

それに対します外郭団体の自己評価ということでは、これまでの取組が計画的にできておりますので、中期目標の達成というものにつきましてもそのまま進めていこうというふうに考えてございます。

そのような状況に対しまして、市の審査としましては、今までの2か年の実績からすると、8年度からの試行実施に向けた準備が整っているということで、妥当なものというふ

うに考えてございます。

有効性の評価につきましても、同じく有効であり、継続して実施というふうに考えてございます。

最後、戻りまして、様式1のほう、ご覧いただいてよろしいでしょうか。

こちら、今申し上げたような人の確保と教育につきまして、外郭団体の自己評価、市の評価というものをしておりますので、表現が若干変わっておりますけれども、同じような形で達成ですとか有効であるというような評価をしてございます。

最終年度の前年度の評価としましては、こちらと同じようにこのまま取組を進めていくということで、同じような評価が並んでおります。

説明につきましては以上でございます。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

では、委員の小林から1点伺いいたします。

令和8年度から試行実施を始められるということで、今後も、要はフィードバックのような教育体制を進めていかれるということでよろしいでしょうか。

【水道局】 はい、そのように考えております。1年間試行実施ということで、せっかく職員が横についておりますので、ノウハウを持った職員が、新しく採用しました団体の社員に対して十分ノウハウをフィードバックしていきたいというふうに考えてございます。

【小林委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

【植村委員】 委員の植村です。

さきほど小林先生がおっしゃられたところに関連するのですが、試行実施で職員の方が横につかれるのは、どのぐらいの期間を予定されているのでしょうか。

【水道局】 期間としましては、8年度中、常にべったりつくということではなく、この業務の場合でしたら、例えば大ガスさんとか関電さんとか埋設企業体の難易度が高いような工事とか、そういったものについて横につくと。最初の頃は、ちょっと平易なものでもつくんですけども、徐々に職員の関与を1年かけて減らしていきまして、最終的には9年度からはひとり立ちをしていただきたいというふうに考えてございます。

【植村委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、株式会社大阪水道総合サービスに関する本議題についての質疑応答は以上で終了いたします。ありがとうございました。

(水道局 退室)

【小林委員長】 答申の取りまとめですが、妥当ということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 お願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(建設局 入室)

クリアウォーター O S A K A 株式会社の令和 7 年度経営評価（対象事業活動の実績）について

【小林委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

建設局において所管する外郭団体であるクリアウォーター O S A K A 株式会社の令和 7 年度経営評価（対象事業活動の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、所管所属から説明をお願いいたします。

【建設局】 建設局下水道部下水道管理担当課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、クリアウォーター O S A K A 株式会社の令和 7 年度事業経営評価につきましてご説明いたします。

1 ページ目、様式 1、中期目標の（3）をご覧ください。

期間終了時には、全国に向けて、ウォーター P P P をはじめとした広域的な業務を拡大している状態の実現を目指しております。

続いて、様式 2、各取組の評価でございます。

広域的な業務の拡大を実現するために、取組を 2 つ設定しております。

まず 1 つ目の取組です。3 ページ目、取組－1 は、業務執行体制の確立及び人材育成の推進でございます。

ベテラン社員の退職等による技術力低下への対応といたしまして、社内研修と日々のOJTを組み合わせ、知識、ノウハウの習得と技術継承を進めるものでございます。今年度は、有資格者等が監修する研修を計4回実施し、eラーニングで過去問題演習を行うなど試験対策を強化した結果、下水道管理技術認定や下水道技術検定（3種）の新規取得者は、目標12名に対し、プラス1名の13名となりました。加えて、令和7年4月にはウォーターPPP企画室を設置し、広域事業の受注に向け、体制強化を図りました。

以上から、当該年度の目標達成状況は、a（i）の「目標達成、取組は予定どおり実施」を選択し、自己評価はアの達成としております。

4ページ目から5ページ目、市の審査といたしましても、体系的な人材育成と成果の確保、資格者数の公表による団体のイメージ向上ができていた点を評価いたしまして、Aの「取組は有効であり、継続して推進」としております。

続きまして、2つ目の取組です。資料の6ページ、取組－2、自治体のニーズ把握とソリューション提供でございます。

全国的にウォーターPPPの案件形成が進む中、個別対話等により各都市の課題を把握し、団体から提案を行い、受託につなげる取組でございます。今年度は新たに14都市と個別対話を実施し、受託件数は、目標46件に対し、プラス3件の49件となり、目標を達成いたしました。

以上から、当該年度の目標達成状況はa（i）の「目標達成、取組は予定どおり実施」を選択し、自己評価はアの達成としております。

資料7ページ目から8ページ目の市の審査では、自治体ごとの状況に応じた対話を重ね、信頼関係を構築した結果として受託拡大につながった点を評価してございます。今後、自治体事業運営の広域化、共同化による受託環境の変化を的確に捉えつつ、これまでに培った営業手法や知見を活かし、さらなる広域事業の拡大を目指されたいとし、Aの「取組は有効であり、継続して推進」としております。

資料戻りまして、2ページ目の団体に対する本市の総合的な評価でございます。

人材の育成、業務執行体制の強化、広域事業の拡大といった主要分野で4年間計画的に取組を進めた結果、数値目標の達成に加え、体制整備や取組の定着を意識している点につきましては、事業運営の安定性向上につながるものでございます。今後、令和9年度以降の交付金要件化等を背景に、ウォーターPPP導入の動きは一層加速すると見込まれます。引き続き、人材育成と体制強化、効果的な営業活動を進め、広域事業の拡大、そして令和

9年度以降に目標とする広域事業の売上高10億円の達成につながる取組を期待いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いいたします。

指標Ⅱの3について、達成、非常によかったと思うんですけども、ちょっとこれに関して教えてください。

達成したのはいいんですけども、この達成の要因として、ほかの自治体のニーズが拡大して、母数が増えて達成しているのか、それとも、母数はあまり変わらず、先に将来にわたって受注する分が先食いといいますか、今回に集まってきたというか、そのあたりはどのように分析されていますでしょうか。

【建設局】 どちらかという先食いに近いような状況です。来年度、本当は受託できるだろうと見込んでいたものを今年度受託したという状況でございます。

【村田委員】 そうすると、令和8年度はちょっと厳しい状況になる可能性もあるんじゃないか。

【建設局】 はい。ただ、令和8、9年度に関しましても、その減る分、しっかり受託していくような計画は考えておりまして。なので、目標は変更しないということで考えてございます。

【村田委員】 分かりました。仮に、令和8年度がこの目標を下回った場合は、累計では達成しているというふうに考えて、全体としては達成というふうな評価になるんじゃないか。

【建設局】 ウォーターPPPの国の動きで各自治体のニーズがちょっと前倒しになっているということです。案件形成としては順調にいつていますけども、下回らないとは今聞いていますけれども、同じように右肩上がりに伸びるかどうかなというところはちょっと不透明というところは確認していますので、目標に向けては一定達成するのではないかなというふうに見込んでおりますけども、ご指摘のとおり、全体5年間の評価も併せてやりますので、その中でしっかり評価していきたいなと思っております。

【村田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【植村委員】 委員の植村です。ありがとうございます。

数値目標を達成されたというところは理解しており、目標値と違うところで大変申し訳ないのですが、水道業務に関しては、安全性などについて、外部から受託する場合、その要求水準の達成度合いなど、業務をしっかりとされているかという観点もあるかと思うのですが、そのような点も問題なく進んでいるという理解でよいか教えていただけますでしょうか。

【建設局】 特に受注している外部の件数で、大きな問題がないことは聞いて確認しているので、順調にいつているというふうに認識しております。

【小林委員長】 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【小林委員長】 それでは、クリアウォーターOSAKA株式会社に関する本議題についての質疑応答は以上で終了いたします。ありがとうございました。

（建設局 退室）

【小林委員長】 では、答申ですが、評価の審査としては妥当ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【小林委員長】 お願いいたします。

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について

【小林委員長】 それでは、審議の都合により、議題（5）、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告についてを先に行わせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

総務局長が所管所属長から報告を受けた事項について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づき、その内容をご報告させていただきます。

内容につきましては、法人担当課長代理の藤井からご説明いたします。

【事務局】 それではご説明させていただきます。

外郭団体等に対する関与の内容の変更について、要綱第7条第4項に基づき、影響力の強化に当たらない事項として健康局長から総務局長に対し報告がありましたので、ご報告させていただきます。

資料番号50番、協議事項等報告資料のファイルをご覧ください。

内容といたしましては、監理対象出資法人である地方独立行政法人大阪市民病院機構から、令和7年11月4日付で本市が現物出資していた土地が返納され、令和8年2月13日に総務局長宛、報告があったものです。

まず、資料の左側から5列目、概要欄の中段、経過のところにあるとおり、当該法人は、平成26年10月に地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関との役割分担と連携の下、大阪市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として設置された団体となっております。

今回、本市に納付のあった土地は、当該法人の設立以前は元大阪市立住吉市民病院の用地の一部として市が保有していたものでしたが、当該法人の設立に伴い、元大阪市立住吉市民病院を当該法人が運営することとなったため、本件土地を含む元大阪市立住吉市民病院の用地が当該法人に引き継がれました。

大阪市立住吉市民病院が平成30年3月をもって閉院した後、平成30年4月からは閉院後の大阪市立住吉市民病院の一部を活用し、本件団体が大阪市立住之江診療所を運営していました。

ここからはちょっと土地の動きが複雑になっておりまして、口頭の説明だけでは状況が把握しづらいと思いますので、別紙の資料番号51番、参考、元住吉市民病院に係る土地の変遷及び資本金の減少額についてもご覧になりながらお聞きいただければと思います。

まず、参考資料の表中、左から2列目、市民病院機構保有欄の3段目、下の段のとおり、令和元年11月からは、本件土地上に大阪市立住之江診療所を移転し、本件土地はその用地として利用しておりましたが、2列目の4段目、本件土地が、今後、3列目、4段目の下段、公立大学法人大阪が運営する大阪健康長寿医科学センターの管理棟として使用されることとなったため、大阪市立住之江診療所は元大阪市立住吉市民病院の用地のうち、本件土地以外の用地によって整備される大阪健康長寿医科学センターの附属棟に移転されることとなり、平成7年11月に本件土地が本市に返納されるという状況となっております。

資料のほう、50番、協議事項等報告資料の概要欄、下から6行目のほうに戻らせていただきます。

本件土地が返納されても本市の出資比率は100%のままであり、また、手続としては、令和7年9月の市会において不要財産として納付することの認可等に係る議決等を経て本市へ返納されたものであって、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条の規定の趣旨に則ったものであると認められます。

右隣、総務局長の意見の欄ですが、本件土地は、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定に基づき、市会の議決を経て本市に納付されるものであるため、要綱第7条第5項の規定に基づき、総務局長の意見は特に付していません。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【村田委員】 念のための確認ですけど、これ、もともと大阪市が持っていた土地が返ってくるだけということなので、納付価格を時価評価するとかそういった論点はないということですね。

【事務局】 そうですね、時価評価はしていませんね。

【村田委員】 もともとの帳簿価格をそのまま返すだけということですね。

【事務局】 そうです。

【村田委員】 分かりました。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、本議題についての質疑応答は以上で終了いたします。

(大阪港湾局 入室)

阪神国際港湾株式会社の令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）について

【小林委員長】 それでは、(4)の阪神国際港湾株式会社の令和7年度経営評価（対象事業活動の実績）についての審議を始めます。

事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

大阪港湾局において所管する外郭団体である阪神国際港湾株式会社の令和7年度経営評

価（対象事業活動の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、所管所属から説明をお願いいたします。

【大阪港湾局】 大阪港湾局業務改革担当部長の岡野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度事業経営評価として、阪神国際港湾株式会社における対象事業活動の実績につきましてご説明をさせていただきます。

諮問書の1ページをご覧ください。

まず、中期目標についてでございますが、中期目標期間である令和7年4月1日から令和12年3月31日の間におきまして、阪神港のうちの大阪港において、外貨コンテナの貨物取扱量を増大させること、またフェリー航路数を維持させることを本件団体の中期目標として設定しております。

当該事業年度の評価につきましては各取組の評価を説明した後にご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

取組－1の中期計画では、国や大阪市等とともに、阪神港（大阪港）の集貨事業を推進するため、ポートセールスを実施することとしており、集貨事業施策への新規申請件数を指標としております。

年度計画達成状況でございますが、阪神港の集貨事業などの取組を船社や荷主等に紹介する説明会やセミナーの開催、外航船社に対して航路誘致等のためのトップセールスを行うことを計画としております。

実績といたしましては、説明会やセミナーは、新たに食輸出促進に向けた農林水産物・食品輸出促進事業を含めて、阪神港のインセンティブメニューを説明する集貨事業説明会を大阪、神戸、東京で開催いたしまして、荷主や物流企業にPRを行っております。

また、2024年問題やトラックの不足の影響が大きくなると推測されるエリア及び阪神港とフェリー等により海上輸送で接続している鹿児島県の志布志港や薩摩川内港等を対象に、荷主や物流企業に対し、阪神港の優位性や集貨の取組のプロモーション等、時代に即応したインセンティブメニュー等のPRを実施しております。

外航船社に対します航路誘致等のためのトップセールスの実績でございますが、令和7年4月から11月にかけて、シンガポール、台湾、マレーシア、アメリカ、中国において外航コンテナ船社の本社等を訪問し、航路誘致等に向けたトップセールスを実施しております。

これらの取組により、指標である集貨事業施策への新規申請件数は目標値の8件を上回る9件でございますので、当該事業年度の目標達成状況はa（i）としております。

外郭団体の自己評価でございますが、中期計画に対する進捗状況も、ア、達成としております。

当該事業年度の達成状況は、先ほど説明いたしました年度計画達成状況の実績と同じ内容となっております。最終目標達成に向けた次年度以降の取組は、引き続き、国際コンテナ物流の動向や本件団体を取り巻く状況を踏まえた集貨の取組を進めるとともに、ターゲットを明確にして適切なタイミングでプロモーション活動を実施し、また、当局や大阪港埠頭株式会社と連携を図りながら、国内外でポートセールスやセミナーを実施し、集貨の取組を展開することとしております。

市の審査でございますが、中期計画に対する進捗状況は、国内外でのポートセールスやセミナーを実施し、指標である集貨事業施策に対する新規申請件数が目標件数を上回ったため団体の自己評価は妥当であることから、中期計画に対する進捗状況はア、達成としております。

「中期目標」の達成の視点から見ますと、集貨事業施策に対する新規申請件数の確保は、外貿コンテナ取扱量の増大に資することから、取組の有効性はA、有効であり、継続して推進としております。

なお、中期目標をお諮りした際に頂戴しておりますご意見に関する事項につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、取組－2を説明させていただきます。

資料の最終ページにコンテナターミナル及びガントリークレーンの位置図を参考添付しておりますので、必要に応じてご参照いただければと思っております。

3ページをご覧ください。

取組－2の中期計画では、大阪港の施設高度化に向けたガントリークレーンの新規・更新の整備事業進捗度を指標Ⅰとし、ターミナルのカーボンニュートラルポート推進事業進捗度を指標Ⅱとしております。

年度計画の達成状況でございますが、令和7年度、指標Ⅰは、夢洲C12岸壁のガントリークレーン5号機、6号機の2基の製作工事、指標Ⅱにつきましては、C2、C4、C8、C9のターミナル照明のLED化及びガントリークレーンのLED化整備工事の着工、C9事務所のZEB化の可能性検討調査の実施に取り組んでいくことを計画としております。

指標Ⅰの実績といたしましては、全て予定どおり進捗しております。

最後から2ページ目、ガントリークレーンの新設・更新整備事業工程表をご覧ください。

ガントリークレーンは製作工事と設置工事に分かれておりまして、製作後、工場において組立てを行い、専用の台船により海上輸送し、現地に設置しております。数年かかる工期のうち、今期は5号機、6号機共に新設に向けて製作工事に着工し、計画どおり進捗しておることから、当該事業年度の目標達成はa（i）としております。

指標Ⅱの実績としまして、港湾の脱炭素化に資する取組として、ターミナル照明及びガントリークレーンのLED化整備工事の着工及びターミナル建築施設に係るZEB化認証取得に向け、可能性検討調査を実施することとしており、計画どおり進捗していることから、当該年度の目標達成状況はa（i）としております。

外郭団体の自己評価でございますが、中期計画に対する進捗状況は、ア、達成としております。

当該事業年度の達成状況につきましては、ガントリークレーン新設、ターミナル照明及びガントリークレーンのLED化整備工事に着手するとともに、ターミナル建設施設のZEB化認証取得に向けたC9における可能性検討調査の実施としております。

最終目標に向けた次年度以降の取組については、指標Ⅰのガントリークレーンは引き続き工程管理を徹底して計画どおり進めていくこととしており、指標ⅡのカーボンニュートラルレポートはLED化整備工事を工程どおり完了させるとともに、C9のターミナル建築施設については、可能性検討調査結果を基にZEB化認証取得に向けて改修設計を実施し、また、C9以外の施設についても可能性検討調査を実施していくこととしております。

市の審査でございますが、中期計画に対する進捗状況は、指標Ⅰ、指標Ⅱ共に計画どおり工事が進捗していることから、評価はア、達成としております。

「中期目標」の達成の視点から見ますと、施設の高度化に資するガントリークレーンの整備及びLED化やZEB化等のカーボンニュートラルを推進することにより、荷主や船社に選ばれ続ける港として外貿コンテナ取扱量の増大が期待されることから、取組の有効性はA、有効であり、継続して推進としております。

5 ページをご覧ください。

取組－3 の中期計画では、フェリー航路数を維持するため、本市が実施するフェリー振興策に協力する回数を指標としております。

年度計画の達成状況でございますが、中期目標であるフェリー航路の維持に向けて、本市が実施するフェリー振興策を2回及びフェリー振興のためのPRを2回の計4回を計画しております。

実績といたしましては、フェリー振興のためのPRとして、本市、神戸市、堺泉北埠頭株式会社、本件団体の4者共同事業において、特設サイト、「その手もあったか！フェリー旅」につきまして、乗船意欲が高まる情報を充実させて、SNS投稿キャンペーンの実施や阪神港を発着するフェリー6船を紹介する「F e r r y B o o k」の製作・配布、KITTE大阪でのイベント、ウェブ広告配信を実施しております。

また、本市との共同PR事業として、阪神フェリー協議会の大阪モーターショーへの出展支援やフェリー船社各社の広告支援など、フェリー振興のためのPRを2回実施しております。

一方で、本市が実施するフェリー振興策に対する協力につきましては、令和7年3月に大阪湾クルーズの動員協力及び名門大洋フェリーの「フェリーきょうと」船内見学会の後援協力を実施しておりますが、これら2回は評価期間の対象外の実施となりますので、目標の4回に対して実績は2回となっております。

そのため、当該事業年度の目標達成状況は、目標未達成、取組は予定どおり実施のb(i)としております。

外郭団体の自己評価でございますが、中期計画に対する進捗状況は、イ、未達成でございますが、計画の見直しは不要としております。

当該事業年度の達成状況は、先ほど説明させていただきました年度計画達成状況の実績のとおり、フェリー航路の安定的な維持とさらなる振興に寄与できたとしております。

最終目標達成に向けた次年度以降の取組は、引き続き、旅客数の動向やトレンドを注視し、フェリー船社と連携して新しい方策を模索しながら、効果的な振興策を実施していくとしております。

市の審査でございますが、中期計画に対する進捗状況は、本市が実施するフェリー振興策に対する協力が、評価期間外の令和7年3月に実施しており、令和8年につきましても2月、3月の実施を計画しております。今期は中期目標の設定初年度であり、実績値に計

上することができなかったものでございますので、計画の見直しは不要として、イ、未達成であるが、計画の見直しは不要としております。

中期目標の達成の視点から見ますと、フェリー利用促進のための振興策は、フェリー航路数の維持に向けた重要な施策であることから、取組の有効性は、Ａ、有効であり、継続して推進としております。

１ページに戻っていただきまして、当該事業年度の評価でございますが、外郭団体の自己評価といたしまして、先ほどご説明させていただきました取組－１から３の年度計画達成状況等を踏まえ、最終目標達成見込みは、ア、達成としております。

市の総合的な評価といたしましても、本件団体の取組が貨物取扱量の増大やフェリー航路数の維持につながるものと考えており、中期目標の達成に向けて、引き続き取組を進めていただきたいとしております。

最後に、本件団体の中期目標をお諮りした際のご意見につきましてご説明をさせていただきます。

第234回外郭団体評価委員会で、集貨施策による累計10万T E Uは絶対値として目標設定しているが、世界の港湾の取扱貨物量の増減と相対的に見て集貨施策による大阪港の取扱貨物量を評価すると分かりやすいのではないかというご意見を頂戴しておりまして、令和7年4月21日の答申書において、「なお、大阪市の施策である外貿コンテナの貨物取扱量の増大は、所管所属の説明によれば、国際コンテナ戦略港湾に係る取組であるため、施策の達成の評価において、国際物流の状況を踏まえた相対的な視点が必要である。経営評価においては、指標として設定している集貨実績に加え、海外主要港の貨物取扱状況を比較し得る情報を参考とするなど、必要な検証を行われたい。」というご意見を頂戴したところでございます。

お手元の資料、「阪神国際港湾株式会社事業経営評価補足説明資料（外貿コンテナ貨物取扱量の増大）」をご覧ください。

アジア主要港の台頭により、外貿コンテナは、日本の港からアジア主要港を経由した欧米等の輸出入にシフトしている状況を受けて、欧米等への基幹航路維持・拡大に向けて、国際コンテナ戦略港湾施策である集貨、創貨、競争力強化に取り組んでおります。

資料右下、外貿コンテナ取扱個数【速報値】の表をご覧ください。

2025年1月から10月における外貿コンテナの取扱貨物量を前期と比較すると、世界一の規模である上海港（年間に5000万T E U超）は、約4,600万T E Uと6.5%の増加。日本に

近接する釜山港（年間に2,500万TEU）は2,080万TEUで2.1%の増加。国際主要港はマイナス3.3%からプラス2.9%で推移する中、大阪港は171万TEUで3.0%増加となっております。なお、大阪港は2025年の速報値につきましては210万TEUであり、昨年の202万TEUに対し、4.0%の増となっております。これは、アジア諸港と比較しても遜色のない増加率であることから、中期目標に基づきます事業経営評価の取組時における団体及び本市の評価は妥当と考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

今ご説明いただいた41番の外貿コンテナの取扱個数の表を見ながらご質問させていただくんですけども、大阪市としては大阪港の取扱量が増えているというところで評価をされているのかなと思いますけども、ただ、阪神港全体だと減ってしまっていますので、神戸市とそのあたり、協議をされたりですとか、あるいは全体として、やはりあまり好ましくない状況ということで、今後何かしらの見直しをする必要性を認識しておられるのかという、そういったところをちょっとお伺いできますでしょうか。

【大阪港湾局】 業務改革課長、安田と申します。

神戸につきましては、基本的には輸出港でございまして、この間の関税等の問題等の影響が出ているのだらうというふうに思われます。

ご承知のとおり、直近でもイランとか中東関係の影響等もありますので、正直申し上げますと、国際経済情勢の状況から、どんなふうに貨物の動向というのが今後動くのかというところは非常に難しいところではあるのかなと。

その中でも、団体のほうでしっかりリサーチをしていただいて、どのような対応ができるのか検討いただけるものというふうに考えてございます。

以上です。

【上崎委員】 ありがとうございます。納得いたしました。

【梨岡委員】 委員の梨岡と申します。ありがとうございます。

取組－2の指標Ⅱのカーボンニュートラルについてなんですけれども、LED化とかいろいろと着々と進めていらっしゃるのがよく分かりました。実際に、CO₂の排出量というのは予定どおり減っているのかどうかというところを教えてくださいませんか。

【大阪港湾局】 大阪港湾局事業戦略課の事業企画担当、齋藤といいます。

これは、団体で取り組まれているこの取組によってCO₂がどれだけ削減したかというのを把握しているものではないんですけども、大阪港で、大阪港のターミナル内から排出している削減量、現状の削減率として36%というのがございます。これは、公共の上屋ですとか道路照明とか事務所ですとか、そういうものからCO₂を出しているものを計算して2013年から2025年までのCO₂の削減量というのを算出しておるんですけども、実は、CO₂の排出量としましては、ターミナル内からももちろんCO₂の排出というのを出しますので、それを削減する必要性というはあるんですけども、実は背後の工場とか産業の機能というんですか、そういう施設からのCO₂というのは非常に大きな発生を占めていますので、大阪港湾局としては、ターミナル内のCO₂の削減というのももちろん自ら取り組んでいるところでありますけれども、CO₂のかなり大半を占める民間事業者からの排出量削減というのを非常に課題として捉えておりまして、自分たちでやるべきCO₂の削減、例えば荷役機械、先ほどの団体が設置しているガントリークレーンのLEDの話もそうですし、ヤード内の照明もそうですし、そのCO₂を削減する取組についての行政的な支援というのもやるんですけども、それに加えて、民間事業者、事業所からのCO₂の排出量を削減するために我々が何ができるかとか、そういうのを併せて取り組んでいこうというところにあります。

すみません、ちょっと具体的な数字が手元にありませんでしたので。

【梨岡委員】 ありがとうございます。

カーボンニュートラルポートを推進するということですので、今おっしゃったポートを使われる民間の皆様とかと併せて結局何をしなければならないかということ、総排出のCO₂を下げるというのが一番の目標だと思いますので、そちらのほうのカウントといいますか、CO₂が実際どれぐらい減ったかということも併せて結果をお持ちになったほうがよいのではないかなと思って質問させていただきました。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

3点ほどありまして、まず1点、これは念のためにということで確認させていただきたいんですけども、指標Ⅰの実績値、9件になりましたけども、神戸で契約していた分が大阪に移ったということはないですよということと、2点目が、新規の内容、この新規申

請の件数の9件の内容というのが国なのか企業なのか、具体的にどういうところとの契約なのかというところ。あと、3つ目としては、その新規契約と貨物取扱個数がどれだけ影響を及ぼしたのかというところの関係性ですね、この3つをお願いします。

【大阪港湾局】 お答えいたします。

確認いたしますと、9件のうち、神戸から大阪にシフトしたものはないということでございます。

9件の内容はどこからというのは民間事業者からということでなっております、影響個数ということでございますと、ちょっとその内訳はないんですけれども、今回新たに新年度に入って9件の申請を頂いて、それが4万TEUということで影響がプラスになっておりますので、平均で割っていただければおおむねこんなものという数字は分かるというふうに思います。

以上でございます。

【村田委員】 分かりました。

そうすると、全体的にはもうちょっと増えているので、既存のところも増やしていつているというところの理解でよろしいですか。

【大阪港湾局】 はい、結構でございます。

【村田委員】 ありがとうございます。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、委員の小林から2点ほどお尋ねしたいと思います。

資料の41番、外貿コンテナ取扱個数の表を見ております。先ほどの上崎委員からの質問とちょっと関連するんですけれども、神戸港が輸出港であるために、国際情勢から取扱量を減らしているというお話を頂戴いたしました。それに関してなんですけれども、この京浜・名古屋に関しては、ぱっと見たところ、減らしている港はないようなんですけれども、神戸港が特に、ほかの港湾に比べて、輸出港に振りが大きいという理解でよろしいのか、それともほかのところにもやはり輸出港というのはあるけれども、そこは減らしていないということなのかについて教えていただきたいということが1点でございます。

それからもう1つ、細かいところになるのですが、取組－3の評価の期間が、今回初年度であるために4月から12月になっていると。暦年で評価するということだと思っておりますけれども、令和8年については1月から12月ということになるかと思います。これ、もともと令和7年については期間が短いけれども目標値としては同じに設定されたということ

で、今回ちょっと目標が達成できなかったけれども、何月に何があるというのはおおよそ決まっていることだと思いますので、これは令和8年については達成見込みということでもいいのかと、その2点について教えてください。

【大阪港湾局】 大阪港湾局振興課長の永井と申します。

私のほうから1点目についてご回答させていただきます。

輸出型の港湾でいきますと、神戸港のほかに、京浜ですと横浜港、それから名古屋港も輸出型の港湾となります。各港は、背後に立地している大手の荷主さん、例えば名古屋でいきますとトヨタとかが立地しております。ですので、各港、同じ輸出型であっても取り扱っている貨物というのが若干違うというところで、先ほどありました関税についても、品目ごとによって関税のかかり具合が違ってきておりますので、そういった影響もあって、同じ輸出型であっても、そういった増減にちょっと振り幅があるというような状況になっているというふうに考えております。

以上です。

【大阪港湾局】 2点目のほうでございますけれども、令和8年の2月、3月につきまして、フェリーのほうをPRさせていただこうというふうに考えてございまして、ご承知のとおりと言うとあれなんですけれども、例年の枠組みといいますか、大体スケジュールが決まっているというところがございますので、その影響から、今回は評価期間に入れることができなかったということがございます。

以上でございます。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、阪神国際港湾株式会社に関する本議題についての質疑応答は以上で終了いたします。ありがとうございました。

(大阪港湾局 退室)

【小林委員長】 答申ですが、評価としては妥当ということではよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

【小林委員長】 それでは、本日予定している議題は以上です。

これをもって本日の外郭団体評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。

た。